

富山地方鉄道立山線の必要性について

1. 立山線並びに立山線沿線地域の現状と将来見通し

- 立山線沿線地域

五百石駅周辺は、住宅地や公益施設地、商業地等が集積する中心市街地を形成しているほか、住宅地として、榎町駅や下段駅、寺田駅、稚子塚駅、岩崎寺駅周辺にも集積している。

令和7年の立山線沿線地域（駅勢圏：駅から半径560m※の範囲）の人口は、8,465人と推計され、10年後には7,461人（R7比88%）、30年後には5,490人（R7比65%）と予測。

立山町への観光客入込数は、コロナ禍の影響で大きく減少したが、近年回復傾向にある。

※560m：利用者アンケート調査から算出した鉄道利用圏域

- 立山線利用者数の状況・推移

1日あたりの利用者数は、北陸新幹線が開業した平成27年度に大きく増加（約1,700人）したが、コロナ禍の影響で令和2年度には大幅に減少（H30年比28%減）。それ以降、コロナ禍前の水準に回復していないが、立山駅で降車する観光客数は、コロナ禍以前近くまで回復（令和6年度：286人、平成27～令和元年平均：298人）。観光客の鉄道線利用に関しては、インバウンドの個人旅行者等の需要も鑑み、今後も増加すると予測。

休日の利用者数は、平日の3分の1ほどの水準で、その約半数は電鉄富山駅～立山駅間の利用で、下り6～9時、上り13～16時台に全体の約7割が利用。

平日の利用者数は、上り下り共に通勤通学の時間帯（6～8時台）や帰宅時間帯（16～19時台）が多い。

2. 立山線を利用する観光客の利用実態（アンケート調査）

令和7年9月（平日・休日各2日全便）立山駅構内でWebアンケート調査（回答期日9月29日）を実施。

乗降客数：4,269人、配布数：2,455人（配布率57.5%）、回答数：493（回答率：20.1%）

- 旅行人数・宿泊先・宿泊数

旅行人数は「2人（45.6%）」「1人（32.9%）」が多く、8割が宿泊（平均2.6日）を伴う。

県内の宿泊地は「富山市（約6割）」「立山町（約5割）」が多く、立山黒部アルペンルートと富山市内の観光を組み合わせた旅行が多い。立山黒部アルペンルート以外の立ち寄り先としては富山市のほか、「長野」「石川」「黒部市」が上位。

- 駅の利用状況 「電鉄富山駅」と「立山駅」の往復利用が最も多く、片道のみ利用は約4割。

- 立山線の利用理由と来訪意向

利用理由は「立山黒部アルペンルートの近くに駅があるから（約8割）」や「出発地の近くに駅があるから」など、駅の近接性が大きな理由。そのほか「鉄道旅行が好きだから」「車窓から景色を楽しみたかったから」（各々約2割）といった立山線での鉄道旅の楽しみも理由にある。立山線が無かった場合の立山黒部アルペンルートへの来訪意向では、「訪問していなかった」が約6割と多く、鉄道立山線が観光客来訪の大きな動機となっている。

- 県内消費額

1人あたりの県内消費額は、約7.3万円（うち立山町内は約2.4万円）で、町内消費額の約3倍が県内で消費。県内消費額を費目別に見ると、①交通費：約2.7万円、②宿泊費：約2.2万円、③土産代：県内約0.9万円、④飲食費：県内約1.0万円、⑤その他：県内約0.5万円。

インバウンド需要に伴う観光客の増加傾向や鉄道立山線利用の観光客のアンケート結果などから、地鉄立山線での観光需要はさらなる増加（ポテンシャル）が見込める。

今後について

- ・特別料金や協議運賃等の導入による収益増加※を踏まえた必要な経費の見積もり(運行収支不足や基盤維持費用)。
- ・行政側の財政負担(事業規模と負担額)の明確化。
- ・令和8年度に取り組む再構築事業(岩崎寺駅—立山駅間)の本調査事業の中で具体策などを検討。
- ・再構築事業の本調査事業に係る先行調査費を12月議会で計上予定。

■収益増加策案■

- ・料金(座席指定料金、特急料金等)
- ・協議運賃(岩崎寺駅—立山駅間)[※]

※立山町では、協議運賃適用区間沿線の住民に対して、現行運賃との差額を支援

参考

鉄道における協議運賃制度の創設【鉄道事業法の一部改正】令和5年10月1日施行

地域住民の生活のための旅客鉄道輸送を行う区間に係る運賃について、地域の関係者間の協議が調ったときは、国土交通大臣への届出による運賃設定を可能とする協議運賃制度が創設。

- ・地方公共団体が中心となって、事業者、地方運輸局長等と協議
- ・協議運賃は、当該運賃の適用区間に係る適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えない範囲で設定

【根拠法令】鉄道事業法第16条第4項

鉄道運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客輸送を確保する必要がある路線の区間に係る旅客運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該旅客運賃等を定めることができる。当該協議会において当該旅客運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

- 一 当該区間をその区域に含む市町村(特別区を含む。)及び都道府県
- 二 当該旅客運賃等を定めようとする鉄道運送事業者
- 三 当該区間を管轄する地方運輸局長